

仕 様 書 番 号
GGM-CG-Y600001E
作成 平成26年 3月27日 変更 令和 3年 1月21日
補給統制本部 誘導武器部

誘導武器品目用部品等共通仕様書

誘導武器品目用部品等共通仕様書

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書	2
2	製品に関する要求	2
2.1	認定など	2
2.2	構造・形状・寸法	3
2.3	材料・構成部品など	3
2.4	外観	3
2.5	機能・性能	3
2.6	製品の表示	3
2.7	塗装	3
2.8	防せい処置	5
2.9	品質管理	5
3	品質保証	5
3.1	試験	5
3.2	監督・検査	5
4	出荷条件	5
5	無償貸付品及び官給品	5
6	承認用図面等	5
7	納入書類	5
8	その他の必要事項	5
8.1	知的財産権など	5
8.2	技術資料等の提示	5
8.3	秘密保全	5
8.4	技術変更提案	6
8.5	仕様書に関する疑義	6

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
誘導武器品目用部品等共通仕様書		GGM-CG-Y600001E	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成26年 3月27日
		変 更	令和 3年 1月21日
		作成部隊等名	補給統制本部 誘導武器部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、補給統制本部において誘導武器品目用部品等の調達に当たり、適用する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

誘導武器品目用部品等

誘導武器品目を構成する部品などをいう。

1.2.2

純正部品

器材の製造者が自ら製造した部品若しくはその指定業者が製作した部品又は指定外業者が製造し、器材の製造者の検査に合格した部品のいずれかをいう。

1.2.3

国産部品

国内の製造者が製造した部品をいう。

1.2.4

輸入部品

海外の製造者が製造した部品をいう。

1.2.5

官有技術資料

“日本国におけるホークミサイルシステムの取得及び生産に関する防衛庁と合衆国国防省との間の了解事項覚書”に基づき供与された技術資料をいう。

1.2.6

規格等

防衛省規格、防衛省仕様書、国定規格、米国連邦（軍）規格、米国連邦（軍）仕様書などをいう。

1.2.7

規格品

規格等によって製造された製品をいう。

1.2.8

技術資料等

技術資料，当該個別仕様書，整備実施規定，補給カタログ，官有技術資料などをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
J I S P 0 1 3 8	紙加工仕上寸法
N D S Z 0 0 0 1	包装の総則
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P K 5 2 0 1	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）
D S P K 5 2 1 8	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
D S P Z 9 0 0 4	技術変更提案書の様式
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
M I L - C - 2 2 7 5 0	COATING, EPOXY POLYAMIDE
M I L - C - 4 6 1 6 8	COATING, ALIPHATIC POLYURETHANE, CHEMICAL AGENT RESISTANT
M I L - E - 1 5 0 9 0	ENAMEL, EQUIPMENT, LIGHT GRAY (FORMULA No. 111)
M I S - 3 7 2 5 2	PAINTING PROCESS FOR CHEMICAL AGENT RESISTANT COATING
T T - E - 4 8 9	ENAMEL, ALKYD, GLOSS
T T - E - 5 2 9	ENAMEL, ALKYD, SEMIGLOSS

c) 法令等

日本国におけるホークミサイルシステムの取得及び生産に関する防衛庁と合衆国国防省との間の了解事項覚書

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和 50 年防衛庁訓令第 44 号）

秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）

8 8 式地对艦誘導弾の型式管理について（通達）[陸幕装計第 76 号（10.3.26）]

0 3 式中距離地对空誘導弾の型式管理について（通達）[陸幕装計第 231 号（18.7.12）]

ホーク装備品等の型式管理について（通達）[陸幕装計第 391 号（18.11.20）]

武器・化学装備品等の型式管理について（通達）[陸幕武化第 331 号（1.12.16）]

d) その他

技術資料等

2 製品に関する要求

2.1 認定など

認定などは，次によるほか，個別仕様書による。

a) 誘導武器品目用部品等のうち，“装備品等の製造設備等の認定に関する訓令”の指定品目に該当

する品目は、認定された製品でなければならない。

- b) 日本産業規格、同種の規格などが定められている部品等は、その検査を受け承認を受けた製造者の製品でなければならない。

2.2 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、技術資料等による。

2.3 材料・構成部品など

材料、構成部品などは、技術資料等による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、さびなどの欠陥がなく、塗装、めっきなどにむらがあってはならない。

2.5 機能・性能

機能及び性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に富み、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の2.3及び技術資料等による。

- a) 形状又は寸法上の理由によって、銘板の取付けが困難な場合は、製造者の社標など（部品番号及び品名を含む。）を刻印又は押印によって表示する。
- b) 社標などの表示が困難な場合は、当該製造者の規格などに合格し、品質が保証されていることを証明するに足る証明書などを添付する。
- c) a)及びb)の規定により難しい場合は、契約担当官等（以下、“契担当官等”という。）の承認を受け、商慣習による個装表示（品名又は部品番号及び納入年月日が明記されているもの。）で代替することが可能である。

2.7 塗装

塗装は、GLT-CG-Z000001の2.2によるほか、技術資料等による。ただし、塗装色は、現有の誘導武器などと同色を標準とする。

なお、米国連邦政府仕様書、米国連邦（軍）規格及び米国連邦（軍）仕様書の規定によって塗装する国産部品は、表1に示す防衛省仕様書塗装基準による。

表1—防衛省仕様書塗装基準

番号	図面で指定する塗料	DSP K 5201	DSP K 5218	JIS K 5651
1	TT-E-489 CLASS A WHITE COLOR NO 17875	色番号 1801 白(1) N9.5	—	—
2	TT-E-489 CLASS A RED COLOR NO 11136	色番号 1104 赤(1) 5R4/13	—	—
3	TT-E-489 CLASS A RED COLOR NO 11105	色番号 1104 赤(1) 5R4/13	—	—
4	TT-E-489 CLASS A BLACK COLOR NO 17038	色番号 1812 黒(2) N1.5	—	—
5	TT-E-529 TYPE I OD, COLOR NO 24087	—	色番号 2314 OD色 7.5Y3/1	—
6	TT-E-529 TYPE II OD, COLOR NO 24087	—	—	色番号 2314 OD色 7.5Y3/1
7	TT-E-529 TYPE I GREEN COLOR NO 24525	—	色番号 2402 うす緑(1) 10GY8/1.5	—
8	TT-E-529 TYPE II GREEN COLOR NO 24525	—	—	色番号 2402 うす緑(1) 10GY8/1.5
9	TT-E-529 TYPE I RED COLOR NO 21105	—	色番号 2104 赤(1) 5R4/13	—
10	TT-E-529 TYPE I GRAY COLOR NO 26307	—	色番号 2704 灰色(2) N5	—
11	TT-E-529 TYPE I YELLOW COLOR NO 23793	—	色番号 2307 山吹色(2) 2.5Y8/12	—
12	TT-E-529 TYPE I BLUE COLOR NO 25414	—	色番号 2404 灰青緑 7.5BG7/1.5	—
13	TT-E-529 TYPE I WHITE COLOR NO 27875	—	色番号 2802 白(2) N9	—
14	TT-E-529 TYPE I BLACK COLOR NO 27038	—	色番号 2811 黒(1) N2	—
15	TT-E-529 TYPE II BLACK COLOR NO 27038	—	—	色番号 2812 黒(2) N1.5
16	MIL-E-15090 CLASS 2 GLAY COLOR NO 26307	—	色番号 2704 灰色(2) N5	—
17	MIL-E-15090 CLASS 2 GLAY COLOR NO 26492	—	色番号 2702 明るい灰色(2) N7	—
18	MIS-37252 TYPE I GREEN COLOR NO 34094	—	色番号 2314 OD色 7.5Y3/1	色番号 2314 OD色 7.5Y3/1
19	MIS-37252 TYPE III (MIL-C-46168 TYPE II BLACK COLOR NO 37030)	—	—	色番号 2812 黒(2) N1.5
20	MIS-37252 TYPE VII (MIL-C-22750 GREEN COLOR NO 24525)	—	色番号 2402 うす緑(1) 10GY8/1.5	色番号 2402 うす緑(1) 10GY8/1.5
注記 表中の色番号、色名及び基準値は、NDS Z 8201による。				

2.8 防せい処置

防せい処置は、非塗装部位、気密を要する部位などに適切に実施する。

2.9 品質管理

品質管理は、個別仕様書によって指定する場合を除き、実施しない。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、技術資料等による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、個別仕様書によって規定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条4によるものとし、包装のレベルは、NDS Z 0001の個装C、外装Ⅲとする。

5 無償貸付品及び官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

6 承認用図面等

承認用図面等は、GLT-CG-Z000001の箇条6によって承認用図面等を提出し、契担当等の承認を受ける。

7 納入書類

機能、性能試験などを必要とする製品については、当該製造者の社内様式による社内検査合格証及び試験成績書を監督官及び検査官に各1部提出する。

なお、当該製造者の社内様式によらない場合又は日本産業規格などの規格品については、**図1**に示す品質保証書を監督官及び検査官に各1部提出する。ただし、いずれの場合でも提出できない場合は、契担当等に申し出て、指示を受ける。

8 その他の必要事項

8.1 知的財産権など

知的財産権などは、GLT-CG-Z000001の8.1によるほか、輸入部品については、輸出国の諸法規、権利などの関係事項について、契約の相手方の責任において処置する。

8.2 技術資料等の提示

契約の相手方は、官側から技術資料等の提示を要求された場合は、速やかに提示する。

8.3 秘密保全

契約の相手方は、装備品等の製造などに関わる物件、文書、図面などで“特別防衛秘密”，“特定秘密”又は“秘密”に指定されているものの取扱いは，“特別防衛秘密の保護に関する訓令”，“特定秘密の保護に関する訓令”又は“秘密保全に関する訓令”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

8.4 技術変更提案

技術変更提案は，“武器・化学装備品等の型式管理について”に基づき実施する。ただし，次に示す装備品の型式管理実施要領は，次による。

なお，様式は，a)を除き，**DSP Z 9004**による。

- a) ホークミサイルシステムについては，“ホーク装備品等の型式管理について（通達）”に基づき，提出部数は，和文及び英文の各6部とする。
- b) 88式地对艦誘導弾については，“88式地对艦誘導弾の型式管理について（通達）”に基づき，提出部数は，5部とする。
- c) 03式中距離地对空誘導弾については，“03式中距離地对空誘導弾の型式管理について（通達）”に基づき，提出部数は，5部とする。

8.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

品質保証書

令和 年 月 日

殿

所在地

会社名

代表者名

印

下記契約物品に関して当該契約仕様書などの規定によって検査の結果、合格した製品であることを保証します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約番号
- 3 物品番号
- 4 部品番号
- 5 品名
- 6 数量
- 7 その他

連絡者名

電話番号

用紙は、JIS P 0138のA4とする。

注記1 “7 その他”は、製造者名など補足事項を記載する。

注記2 記載内容が多い場合は、別葉としてもよい。この場合は、“別記”と記載する。

図1—品質保証書の様式